亦此ノ際自ラ運動ノ指揮ヲ存シメ吾儕テ其責技術者ヲ
得ス之レニ於テカ所謂作業ニ於テ此ノ連中ヲ擁護セシム所ア
定、
(4)、其ノ後此等研究會ガ吉野山ニ於テ研究セル結果ハ從業員ハ僅ニ二人ニ甚
上京中其ノ事件ヲ相談シタル事件カ知ラス急遽歸山途中
ヨリト称シ其ノ後ニ宮田等ト研究シ總同盟ノ別問題ト見テ宮
田等勤カ九日ノ如キ衣紹ノ述ニ至リトナリ
(5)、此ノ件ノ如キハ大正十三年大阪ニ於ル總同盟罷業ノ如キ
思フニ労働爭議ト混ハナシ性質ヲ異ニスルモノニシテ
(6)、同ジク海北波ノ如キ節トシテ其ノ擁護トシテ長ク運動ヲ
減セシハ公衆ノ不利ナル事ヲ会社トシテ損失極メテ大ナ
ルニ付キ吉野山ニ於テハ從業者ノ復帰ヲ待ツテ
絶ツニ依リ新規雇入者ノ方法ニ依リ更ニ運動ヲ中止シ

條件ヲ要求シ依テ罷業セシ中同日復帰ヲ勧告セルモノ之ニ
補充トシテ人夫ヲ雇入レテ事實上罷業ヲ不能ナラシメ
(11)、吉野山ニ於テハ大正十三年十月大阪同盟罷業ノ從業者ノ
今回其ノ罷業者ノ從業者ノ代表者トシテ
從ハ其ノ大会ノ要求ノ趣旨ヲ徹底セシメ
ノ要求ハ何等ナシ
其ノ研究會ハ直ニ歸山ノ途ニ就キ
同志等今日ノ其ノ團體ハ會議ヲ開キ
再ビ會社ニ付テ罷業ノ足並ヲ述ヘタ
三、今後ノ運動
今後從業員ノ運動ハ
社員ノ罷業ノ擁護
ノ改正ヲ行フ